

横浜市立市民病院再整備事業者評価委員会運営要綱

制定 平成28年3月31日病再第95号（副本部長専決）

（趣旨）

第1条 この要綱は、横浜市病院事業の設置等に関する条例（昭和41年12月条例第60号）第8条第3項の規定に基づき、横浜市立市民病院再整備事業者評価委員会（以下「委員会」という。）の組織、運営その他必要な事項について定める。

（担当事務）

第2条 委員会は、条例別表に基づき、次の事務を担当する。

- (1) 横浜市立市民病院の再整備に関する事業のうち、病院事業管理者が指定する事業（以下「特定事業」という。）における事業者の提案に対する評価
- (2) 当該事業者の選定に係る評価
- (3) その他病院事業管理者が必要と認める事項

（委員）

第3条 委員会の委員（以下「委員」という。）は、学識経験者、有識者及び市職員の中から病院事業管理者が委嘱する委員で構成する。

- 2 委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。
- 4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員の任期については、特定事業における事業者の選定結果の公表をもって、委嘱期間を満了するものとする。

（会議の運営）

第4条 委員会は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員会は、委員の総数の3分の2以上の出席をもって成立する。
- 3 会議は非公開とする。
- 4 委員会の運営等について必要な事項は、委員長が定めるものとする。

（意見の聴取）

第5条 委員長は、会議の運営上必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くほか、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、医療局病院経営本部再整備部再整備課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成28年3月31日から施行する。